長崎県公安委員会規則第７号

長崎県犯罪のない安全・安心まちづくり条例施行規則を次のように定める。

平成17年３月22日

長崎県公安委員会委員長　小田　信彦

長崎県犯罪のない安全・安心まちづくり条例施行規則

（趣旨）

第１条　この規則は、長崎県犯罪のない安全・安心まちづくり条例（平成17年長崎県条例第50号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（大規模商業施設）

第２条　条例第19条第１項に規定する公安委員会規則で定める大規模商業施設は、店舗面積の合計が3,000平方メートル以上のものとする。

（深夜商業施設）

第３条　条例第20条第２項に規定する公安委員会規則で定める深夜商業施設は、次に掲げるものとする。

(1) スーパーマーケット（衣食住に関する各種の商品を販売するセルフサービス店（売場面積の50パーセント以上についてセルフサービス方式を採用している店舗をいう。以下同じ。）で、その売場面積が250平方メートル以上のものをいい、前条の大規模商業施設を除く。）

(2) コンビニエンスストア（飲食料品を中心に販売し、かつ、営業時間が１日14時間以上であるセルフサービス店で、その売場面積が30平方メートル以上250平方メートル未満のものをいう。）

附　則

この規則は、平成17年４月１日から施行する。